

体育的活動のあり方検討会開催要領

(趣旨)

第1条 学力向上推進委員会開催要綱第2条五号及び第4条の規定により,小中学校での体育的活動の安全性を確保するとともに,児童生徒の体力向上について幅広く意見を求めることを目的に専門委員会として,体育的活動のあり方検討会を開催する。

(任期)

第2条 専門委員の任期は,委嘱の日から,当該委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。ただし,補欠の専門委員は,前任者の残任期間とする。

2 専門委員は,再任することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は,令和5年5月1日より施行する。